

取締役会規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この取締役会規程は、株式会社サードウェーブ（以下「会社」という。）の取締役会の招集及び運営上の必要事項について定める。

(構成)

第2条 取締役会は取締役全員をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。

(種類・開催)

第3条 取締役会は定時取締役会と臨時取締役会とする。

- 2 定時取締役会は、原則として毎月1回これを開催し、臨時取締役会は必要に応じてこれを開催する。
- 3 前項において、夏季休日、年末年始休日等、取締役会の開催日について配慮すべき事情がある場合には、開催日を別途調整するものとする。

(監査役の出席)

第4条 監査役は取締役会に出席して意見を述べることができる。

第2章 招集

(招集権者)

第5条 取締役会は、代表取締役が招集する。代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

(招集手続)

第6条 取締役会はこの規程の定めるところに従って、会日より3日前までに、各取締役及び各監査役に対して通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

- 2 前項の通知は、会議の日時、場所及び会議のおもな目的事項を記載した書面をもって行う。
- 3 前項の通知は、緊急の場合についてはこれを省略し、口頭によることができる。また会議の目的の通知については、これを省略することができる。
- 4 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ずして開くことができる。

(招集請求)

第7条 招集権者でない取締役が取締役会開催の必要を認めたときは、招集権者である取締役に対し、会議の目的事項及びその審議を必要とする事由を書面で通告し、取締役会の招集を請求することができる。

- 2 監査役は監査のために必要と認めたときは、その旨を招集権者たる取締役に通告して、取締役会の

招集を請求することができる。

- 3 前2項の請求があったにもかかわらず、招集権者たる取締役がその請求の日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を会日とする取締役会を招集しなかつたときは、その請求をした取締役又は監査役は、取締役会を招集することができる。

第3章 議事

(議長)

第8条 取締役会の議長は代表取締役がこれにあたる。代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(付議基準)

第9条 取締役会に付議すべき事項の基準は、別表に掲げるところによる。

- 2 前項のほか、取締役が必要と認めた事項は取締役会に付議することができる。

(事後承認)

第10条 緊急やむを得ない理由により取締役会に付議することができないときは、本規程及び会社法に定める取締役会の専決事項を除き、代表取締役が適宜処理することができる。

- 2 前項の場合、代表取締役は、事後遅滞なくこれを取締役会に報告し、その承認を受けなければならぬ。

(議決の方法)

第11条 取締役会は、全取締役の過半数にあたる取締役の出席により成立し、その議決は出席取締役の過半数をもってこれにあたる。

- 2 会議の目的たる事項につき利害関係を有する取締役は、当該目的たる事項の定足数に参入せず、また、その決議に参加することができない。

(他の者の出席)

第12条 取締役会が必要と認めたときは、取締役及び監査役以外の者を取締役会に出席させて、その意見又は説明を求めることができる。

(監査役の意見)

第13条 取締役会が必要と認めたときは、監査役の意見を求めることができる。

- 2 監査役は監査のため必要あるときは、会議の目的とされている事項以外のことに関しても、その意見を述べることができる。

(報告)

第14条 代表取締役は、会社の業務執行の状況及び重要と認められる事項につき、取締役会にこれを報告又は説明するものとする。ただし、事案によりその業務を担当する他の取締役にこれを行わせる

ことができる。

- 2 取締役が競業取引又は利益相反取引をしたときは、遅滞なく、その取引についての重要な事実を取締役会に報告しなければならない。

(議事録)

第 15 条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役の電子署名を得なければならない。

- 2 電子署名された議事録は総務部門にて文書管理システムに保管し、取締役会開催の日から本店に 10 年間備え置く。

- 3 欠席した取締役及び監査役には議事の要旨を遅滞なく通知するものとする。

- 4 前各項にもかかわらず、会社が必要とする場合、取締役会議事録の作成を書面にて行い、出席した取締役及び監査役の記名捺印を得ることを妨げない。

第 4 章 その他

(その他の事項)

第 16 条 取締役会の運営については、法令、定款又はこの規程に定めのない事項で、招集に関する事項は招集権者が、その他の事項は議長の決するところによる。

(所管部門)

第 17 条 この規程は、総務部門が所管する。

(改廃)

第 18 条 この規程は総務部門の長が起案し、株式会社サードウェーブ取締役会で承認を得るものとする。

(附則)

第 19 条 この規程は、2000年2月1日から施行する。

制定 2000年2月1日

改定 2007年8月1日

改定 2013年2月1日

改定 2022年2月1日

改定 2025年2月1日

<別表>

取締役会付議基準

1 経営に関する事項

- (1) 経営方針の決定及び変更
- (2) 中、長期経営計画の決定及び変更
- (3) 年度経営計画及び年度予算の決定及び変更
- (4) 予算及び実績の差異分析の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 会社の合併、営業の譲渡及び譲受
- (7) その他経営上重要な契約の締結及び改廃

2 株主総会に関する事項

- (1) 株主総会の招集の決定
- (2) 株主総会の議案の決定
- (3) 基準日の設定
- (4) 株主総会の招集通知状及び参考書類
- (5) 株主総会から取締役会に決定を委任された事項
- (6) 代表取締役に事故あるときの株主総会の招集者及び議長の順序

3 決算等に関する事項

- (1) 会社法第435条に定める計算書類及びその附属明細書の承認
- (2) 決算予想値の策定

4 取締役、取締役会に関する事項

- (1) 代表取締役の選任、解任及び共同代表の決定
- (2) 取締役の競業取引の承認
- (3) 会社と取締役間の取引の承認
- (4) 会社と取締役間の利益相反取引の承認
- (5) 役付取締役の選任及び解任
- (6) 取締役の担当業務の決定
- (7) 取締役に対する従業員職務の委嘱及びその条件
- (8) 取締役の他会社役員又は団体理事等の就任の承認
- (9) 株主総会が決議した金額に基づく取締役報酬の配分
- (10) 株主総会が承認した利益処分に基づく取締役賞与の配分
- (11) 株主総会より一任を受けた退任取締役への退職慰労金の額及び支給方法の決定
- (12) 代表取締役に事故あるときの取締役会の招集者及び議長の順序
- (13) 取締役会規程の改廃

5 株式及び社債に関する事項

- (1) 額面株式と無額面株式間の転換
- (2) 新株の発行

- (3) 法定準備金の資本組入れとこれにともなう新株発行
- (4) 券面超過額の資本組入れとこれにともなう新株発行
- (5) 配当可能利益の資本組入れとこれにともなう新株発行
- (6) 株式の分割
- (7) 普通社債及び転換社債の発行
- (8) 新株引受権付社債の発行
- (9) ストックオプションの付与
- (10) 株券の種類の決定
- (11) 株式名義書換代理人及び事務取扱場所の選定、変更
- (12) 株式取扱規程の改廃
- (13) 中間配当

6 人事、組織に関する事項

- (1) 執行役員の選任及び解任
- (2) 重要な使用人（部長以上）の選任及び解任
- (3) 重要な組織（部以上）の設置、変更及び廃止
- (4) 就業規則をはじめとする規程・規則及細則の制定・改廃
- (5) 各種委員会の委員長、副委員長及び委員の決定及び変更

7 営業に関する事項

- (1) 重要な業務提携
- (2) 新規事業計画の決定

8 資産に関する事項

- (1) 1件1,000万円以上の固定資産その他重要な資産の譲渡及び譲受
- (2) 1件500万円以上の固定資産に対する賃借権の設定
- (3) 1件500万円以上の債権放棄
- (4) 1件500万円以上の棚卸資産の廃棄

9 資金に関する事項

- (1) 取引銀行その他の金融機関の決定及び変更
- (2) 年間資金計画の決定
- (3) 投資及び融資計画の決定
- (4) 1件500万円の特許権の取得
- (5) 1件1,000万円以上の資金借入（除く当座貸越。）
- (6) 1件100万円以上の寄付
- (7) 1件500万円以上の担保の提供
- (8) 1件500万円以上の債務保証
- (9) 1件100万円以上の貸付
- (10) 1件500万円以上の投資有価証券の取得及び売却
- (11) 資金運用（定期預金・MR F・MMF以外のもの。）

10 関係会社に関する事項

- (1) 設立、合併及び解散等の決定

- (2) 役員派遣
- (3) 関係会社の株式取得及び処分
- (4) 関係会社への資金貸付、担保貸与及び債務保証の決定
- (5) 関係会社への固定資産譲渡及び貸与の決定
- (6) 子会社の重要な事業計画
- (7) その他関係会社の重要な経営方針の変更等の事項

11 その他の事項

- (1) 経営上重要な社内規程、基準等の設置及び改廃
- (2) 経営上重要な訴訟の提起又は応訴、その解決方針及び弁護士の選任
- (3) 経営上重要な訴訟についての裁判上の和解又は訴えの取下げ
- (4) 経営上重要な紛争についての解決方針及び示談
- (5) 会計監査人選任議案の承認
- (6) 内部情報等の管理に関する事項及び管理規程の制定及び改廃
- (7) 法令、定款又は諸規程により、付議事項とされている事項
- (8) その他業務執行上重要又は異例な事項